

貯金規定の一部改正について

(改 正 後)	(改 正 前)
---------	---------

当座勘定規定	当座勘定規定
1～16. (省略)	1～16. (省略)
17. (印鑑照合等)	17. (印鑑照合等)
(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
(3) この規定および <u>末尾記載の</u> 手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。	(3) この規定および <u>別に定める</u> 手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。
18～29. (省略)	18～29. (省略)
30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)	30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)
当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。
① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）	① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）
② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）	② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）	③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
A 公告の対象となる貯金であるかの該当性	A 公告の対象となる貯金であるかの該当性
B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地	B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと	④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと
⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと	⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと
A 取引店舗の変更	A 取引店舗の変更
B 相続等による口座名義人の変更	B 相続等による口座名義人の変更
31～33. (省略)	31～33. (省略)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
普通貯金規定	普通貯金規定
1～16. (省略)	1～16. (省略)
17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)	17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)
当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金	当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金

(改正後)	(改正前)
<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>　A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>　B 貯金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>　A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>　B 取引店舗の変更</p> <p>　C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>　A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>　B 貯金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>　A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>　B 取引店舗の変更</p> <p>　C 相続等による口座名義人の変更</p>
18～20. (省略)	18～20. (省略)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
<p>教育資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から202<u>3</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</p> <p>⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと</p> <p>⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</p> <p>⑦ この口座に預け入れる金銭の使途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること</p> <p>⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～3. (省略)</p>	<p>教育資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <p>① 貯金者が口座開設時点において30歳未満であること</p> <p>② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当組合に提示すること</p> <p>③ 貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から202<u>1</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること</p> <p>④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること（2019年4月1日以後の贈与について適用）</p> <p>⑤ 教育資金非課税申告書において、教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されていないこと</p> <p>⑥ 貯金者が教育資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した教育資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く）</p> <p>⑦ この口座に預け入れる金銭の使途は、専ら貯金者の教育資金とすることが予定されていること</p> <p>⑧ 貯金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を提出すること</p> <p>(3) (省略)</p> <p>2～3. (省略)</p>

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>4. (贈与者死亡時の定め)</p> <p>第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(2019年4月1日以後の贈与について適用)</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 	<p>4. (贈与者死亡時の定め)</p> <p>第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(追加)</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該貯金者が23歳未満である場合 ② 当該貯金者が学校等に在学している場合 ③ 当該貯金者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
<p>5～15. (省略)</p>	<p>5～15. (省略)</p>
<p>16. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします</p>	<p>16. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
<p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(2022年4月1日からは18歳)</u> 以上50歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から202<u>3</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること <u>(2019年4月1日以後の贈与について適用)</u> ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） 	<p>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</p> <p>1. (特約の適用範囲)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(追加)</u> 以上50歳未満であること ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から202<u>1</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること ④ 前号による贈与日の属する年の前年における貯金者の合計所得金額が1,000万円以下であること <u>(2019年4月1日以後の贈与について適用)</u> ⑤ 結婚・子育て資金非課税申告書において、結婚・子育て資金非課税措置の適用を受ける金額として1,000万円を超える金額が記載されていないこと ⑥ 貯金者が結婚・子育て資金非課税申告書を当組合の他の支店（所）または他の金融機関（以下「他の支店等」という。）に提出していないこと（ただし、すでに提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る同種同目的の口座についての契約が終了している場合を除く） ⑦ この口座に預け入れる金銭の用途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定さ

(改正後)	(改正前)
<p>⑦ この口座に預け入れる金銭の使途は、専ら貯金者の結婚・子育て資金とすることが予定されていること ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること (3) (省略) 2~15. (省略)</p> <p>16. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>れでいること ⑧ 貯金者が結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類を当店に提出すること ⑨ (3) (省略) 2~15. (省略)</p> <p>16. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">成年後見支援貯金に関する特約</p> <p>1~11. (省略) 12. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">成年後見支援貯金に関する特約</p> <p>1~11. (省略) 12. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの特約の変更は、変更後の特約の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">営農貯金規定</p> <p>1~5. (省略) 6. (スwingサービス)</p> <p>(1) スwingサービス依頼書の提出を受けて、スwingサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①順スwing：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②逆スwing：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。</p> <p>(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①定額型 A 順スwing 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスwing元口座（支払口座）からスwing先口座（入金口座）へ振替えます。また、スwing元口座（支払口座）の適用利率とスwing先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスwing元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スwing処理は行いません。 B 逆スwing 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスwing元口座（支払口座）からス</p>	<p style="text-align: center;">営農貯金規定</p> <p>1~5. (省略) 6. (スwingサービス)</p> <p>(1) スwingサービス依頼書の提出を受けて、スwingサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。 ①順スwing：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより貯蓄貯金口座へ自動振替を行います。 ②逆スwing：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。</p> <p>(2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。 ①定額型 A 順スwing 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスwing元口座（支払口座）からスwing先口座（入金口座）へ振替えます。また、スwing元口座（支払口座）の適用利率とスwing先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスwing元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スwing処理は行いません。 B 逆スwing 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスwing元口座（支払口座）からス</p>

(改正後)	(改正前)
<p>イング先口座（入金口座）へ振替えます。</p> <p>②残高型</p> <p>A 順スwing 貯金者の指定した振替指定日に、スwing元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスwing先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスwing元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</p> <p>B 逆スwing 貯金者の指定した振替指定日に、スwing先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスwing元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1号および第2号いずれの場合も振替指定日のスwing元口座残高（貸越を利用してできる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスwing手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。</p> <p>(3)～(7)（省略）</p>	<p>イング先口座（入金口座）へ振替えます。</p> <p>②残高型</p> <p>A 順スwing 貯金者の指定した振替指定日に、スwing元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスwing先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスwing元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。</p> <p>B 逆スwing 貯金者の指定した振替指定日に、スwing先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスwing元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1項および第2項いずれの場合も振替指定日のスwing元口座残高（貸越を利用してできる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスwing手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。</p> <p>(3)～(7)（省略）</p>
7～16.（省略）	7～16.（省略）
<p>17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>17.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>
18～20.（省略）	18～20.（省略）
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
<p>こども貯金規定</p> <p>1～11.（省略）</p> <p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金</p>	<p>こども貯金規定</p> <p>1～11.（省略）</p> <p>12.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金</p>

(改正後)	(改正前)
<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p>
13～15. (省略)	13～15. (省略)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
<p>普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>
18～20. (省略)	18～20. (省略)

(改正後)	(改正前)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
1～20.（省略）	1～20.（省略）
21.（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）	21.（休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い）
<p>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。）</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p>	<p>(1) この取引における貯金のいずれかに各貯金規定に定める将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の貯金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います。）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<u>（追加）</u>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p>
22.（省略）	22.（省略）
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
1～17.（省略）	1～17.（省略）
18.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）	18.（休眠預金等活用法にかかる異動事由）
<p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等<u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）</p> <p>③ 貯金者等<u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A キャッシュカードの発行（再発行含む）および返却、暗証番号の変更</p> <p>B 取引店舗の変更</p> <p>C 相続等による口座名義人の変更</p>
19～21.（省略）	19～21.（省略）
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">納税準備貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと <ul style="list-style-type: none"> A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 <p>18～20. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以 上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">納税準備貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと <ul style="list-style-type: none"> A 取引店舗の変更 B 相続等による口座名義人の変更 <p>18～20. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以 上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">出資予約貯金規定</p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 	<p style="text-align: center;">出資予約貯金規定</p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があつたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） ③ 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと

(改正後)	(改正前)
<p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと ⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと 　A 取引店舗の変更 　B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>16～18. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>⑤ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと 　A 取引店舗の変更 　B 相続等による口座名義人の変更</p> <p>16～18. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p><u>⑤ 一部の商品については、預入期間にかかわらず解約日の普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>4～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者等のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>　A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>　B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>14～16. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p><u>⑤ (追加)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>4～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>　A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>　B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p>14～16. (省略)</p> <p style="text-align: center;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p>	<p>スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p>

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ <u>一部の商品については、預入期間にかかる解約日の普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ <u>(追加)</u></p> <p>(4) (省略)</p>
<p>4～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p>	<p>4～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p>
<p>13～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p> <p>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p>	<p>13～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p> <p>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><u>⑤ 一部の商品については、預入期間にかかわらず解約日の普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>4～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと <p>14～16. (省略)</p> <p>以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><u>⑤ (追加)</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>4～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものをお除きます。） ② 貯金者等 <u>(追加)</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと <p>14～16. (省略)</p> <p>以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息) (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>④ 一部の商品については、預入期間にかかわらず解約日の普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>4～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金</p>	<p>自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息) (1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この貯金とともに支払います。 なお、預入日の1か月後の応当日以後に1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部支払いする場合にも、期限前解約利息は、預入日から一部支払いした日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。また、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日の前日まで変更後の約定利率を適用します。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><u>④ (追加)</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>4～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金</p>

(改正後)	(改正前)
<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと</p>	<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと</p>
13～15. (省略)	13～15. (省略)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
大口定期貯金規定	大口定期貯金規定
<p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ <u>一部の商品については、預入期間にかかわらず解約日の普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</u></p> <p>(4) (省略)</p>	<p>1～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ <u>（追加）</u></p> <p>(4) (省略)</p>
<p>4～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p>	<p>4～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p>

(改正後)	(改正前)
13～15. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	13～15. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
自動継続大口定期貯金規定	自動継続大口定期貯金規定
1～2. (省略) 3. (利息) (1)～(3) (省略) (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～② (省略) ③ <u>一部の商品については、預入期間にかかわらず解約日の普通貯金利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</u> (5) (省略)	1～2. (省略) 3. (利息) (1)～(3) (省略) (4) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合は、その利息（以下、「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下、「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。 ①～② (省略) ③ <u>(追加)</u> (5) (省略)
4～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと	4～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと
13～15. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	13～15. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
期日指定定期貯金規定	期日指定定期貯金規定
1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。	1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

(改正後)	(改正前)
<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと</p> <p>15～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>自動継続期日指定定期貯金規定</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと</p> <p>15～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に</u></p>	<p>変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（こ</p>

(改正後)	(改正前)
<p><u>係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>14～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>の貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>14～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略) 13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者等のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと</p> <p>14～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～12. (省略) 13. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があつたこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと ④ 貯金者等からの申し出にもとづく自動継続貯金の継続中止登録があつたこと</p> <p>14～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p>定期積金規定</p> <p>1～5. (省略) 6. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(1) (省略) (2) 約定どおり払込みが行われなかつたときは、次により利息相当額を計算します。 ①～② (省略) ③ <u>一部の商品については、契約期間中に掛金総額（証書に記載の給付契約金額から給付補てん金を差し引いた金額）に達しないときは、掛込日から満期日の前日までの期間について、解約における普通貯金利率によって計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。</u> ④ この計算の単位は1円とします。</p> <p>7～19. (省略)</p> <p>20. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金</p>	<p>定期積金規定</p> <p>1～5. (省略) 6. (給付補てん金等の計算)</p> <p>(1) (省略) (2) 約定どおり払込みが行われなかつたときは、次により利息相当額を計算します。 ①～② (省略) ③ <u>（追加）</u> ③ この計算の単位は1円とします。</p> <p>7～19. (省略)</p> <p>20. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金</p>

(改正後)	(改正前)
<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 積金契約者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といいます。）</u>から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p>B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p>	<p>の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により積金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 積金契約者等 <u>（追加）</u>から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p>B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 積金契約者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 積金契約者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があつたこと</p> <p>A 取引店舗の変更</p> <p>B 相続等による口座名義人の変更</p>
21～23. (省略)	21～23. (省略)
以上 (2021年4月1日現在)	以上 (2020年4月1日現在)
<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者とのほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があつたこと</p> <p>A 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p>B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更</p> <p>C 積立期間および据置期間の変更</p>	<p style="text-align: center;">積立式定期貯金規定</p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>② 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となつている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳の発行、記帳もしくは繰越があつたこと</p> <p>④ 貯金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があつたこと</p> <p>A 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p>B 貯金種類（エンドレス型・満期方・年金型）の変更</p> <p>C 積立期間および据置期間の変更</p>
15～17. (省略)	15～17. (省略)
以上	以上

(改正後)	(改正前)
(2021年4月1日現在)	(2020年4月1日現在)
一般財形貯金規定 1～14. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	一般財形貯金規定 1～14. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
財形年金貯金規定 1～20. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	財形年金貯金規定 1～20. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
財形住宅貯金規定 1～18. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	財形住宅貯金規定 1～18. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
通知貯金規定 1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと 	通知貯金規定 1～11. (省略) 12. (休眠預金等活用法にかかる異動事由) <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。） ② 貯金者等 <u>（追加）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③ 貯金者等からの申し出にもとづく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があつたこと
1～15. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	1～15. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)
譲渡性貯金規定 1～12. (省略) 以上 (2021年4月1日現在)	譲渡性貯金規定 1～12. (省略) 以上 (2020年4月1日現在)